

平成26年 5月 7日
福島県土木部 港湾課

小名浜港の特定埠頭運営事業を認定します

～埠頭運営の更なる効率化へ～

小名浜港の特定埠頭運営事業に関し、小名浜埠頭株式会社より平成26年3月7日付けで認定申請があったことについて、港湾法第54条の3第2項に基づき、港湾管理者（県）が事業認定を行う運びとなりました。つきましては、認定書の交付式を下記の通り行います。

記

1. 日時 平成26年5月8日（木） 14時00分～
2. 場所 土木部長室
3. 交付の方法 松本土木部長より小名浜埠頭株式会社平澤代表取締役専務に手交する

以上

小名浜港における特定埠頭運営事業

・事業の名称

福島特定埠頭運営事業

・事業の認定を受ける者の名称

小名浜埠頭株式会社

・事業の目的

全国初の特定貨物輸入拠点港湾に指定された小名浜港の5・6号ふ頭、7号ふ頭及び東港地区を港湾管理者（県）が事業認定者に一体的に貸し付けることにより、拠点港としてのバルク貨物取扱機能の強化と埠頭運営の更なる効率化を図り、小名浜港背後企業の産業競争力を強化するものです。

・事業の実施期間

行政財産賃貸借契約の締結日から平成55年3月31日まで

【問い合わせ先】

土木部 港湾課（担当者） 主幹 益子 公司
電話 024-521-7498 内線 3622
FAX 024-521-7716